

# 政令市で最も負担の重い国保料を引き下げるために力を合わせましょう!

**市長! 負担の限界です!!** さらに **新年度から一人9900円(年平均)の値上げ**

6月上旬から中旬にかけて国民健康保険料の納付通知が各ご家庭に届けられます。今年度はさらに国保料が1人あたり年間平均で9900円引き上げられました。引き上げ前(2009年度)でも、政令市19市と比較して熊本市の国保料は最も負担の重い水準となって

いましたので、今回の引き上げにより断トツに負担の重い不名誉な金メダルとなってしまいました。  
日本一暮らしやすい政令市を目指すというのなら、高い国保料を払える金額へと引き下げることこそ求められます。

**例えば...**  
4人家族(両親40代、子ども2人)、  
所得300万円の世帯の場合  
改定前: 51万4810円  
改定後: 56万3690円  
**年間4万8880円の値上げ**



**日本共産党のみ「値上げ反対」**  
国保料の1人約1万円の値上げが提案されたのは今年の3月議会です。値上げにきっぱり反対をした議員は日本共産党の3名だけでした。大型の再開発を見直し、国保会計への財政支援を増やすならば、国保料の引き下げは可能です。



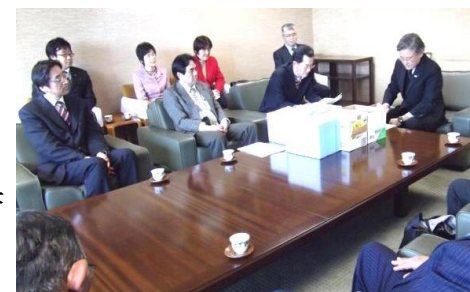
## こんな **国保料減免制度** があります

災害・失業・倒産など特別な事情により、国民健康保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料の減免ができます。

種類	減免事由	減免割合
災害	災害等による被害が、 <u>財産の3分の1以上の損害に及んだ場合</u>	被害の程度により、罹災月の翌月から1年以内の保険料の20~100%を減免
水害	水害により、所有する家屋が <u>床上浸水10cm以上あった場合</u>	水害の程度により、罹災月の翌月から1年以内の保険料の10~70%を減免
所得激減	<u>失職(会社都合)・事業の休廃業・疾病等により、前年所得に対して当該年所得が5分の1以上減少した場合</u>	所得減少の原因となった事由発生日から、その属する年度末までの所得割額の10~100%を減免
生活保護	生活保護の適用を受けることになった場合	生活保護の受給決定月以前の保険料免除
破産等	破産手続開始決定又は再生計画認可決定等を受けた場合	破産手続開始決定等を受けた月以前の所得割額の全額を免除
給付制限	国民健康保険法第59条の規定により給付制限(拘禁)を受けている人(給付制限の期間が2か月以上の人)	法第59条に該当する期間の保険料を免除

## 国保引き下げ署名を広げましょう

いま全国の自治体では、署名運動などが広がるなかで、住民の力で保険料の引き下げを実現しています。熊本市も5万人を超える署名が集まっています。払える金額へと保険料の引き下げを実現するため力を合わせましょう。



国保引き下げ署名を提出する国保をよくする会

## **3人以上の国保加入者** から **所得100万円以下** の世帯も減免に



世帯の国民健康保険加入者が3名以上で、かつ世帯の基準総所得額が100万円以下の世帯は、保険料の1割相当額が減免となります。該当世帯には1割減免申請書が直接郵送されます。

**日本共産党 市議会だより**  
発行: 日本共産党熊本市議団  
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか  
熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 755  
2011年6月号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047  
メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
ホーム: http://www.jcp-kumamoto.com/

# いのち・健康を守る制度を活用し改善させましょう!



治療したいけれども、医療費が払えません…

こんな時は

## 高額療養費（自己負担限度額を超える医療費が支給）をご活用ください

1ヶ月の医療費の一部負担金が高額になったとき、支給申請し認められた場合に、後から自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

現在は、限度額適用認定証の手続きをとれば委任払い（医療窓口での支払いが自己負担限度額まで）となります。

### 自己負担限度額表（70歳未満）

区分		3回目まで	4回目以降
課税世帯	上位所得者	150,000円	83,400円
	一般	80,100円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※ 70歳以上の方についても限度額の基準があります。詳しくは、国民健康保険課（328-2264）にお問い合わせください。

※一人の被保険者について、暦月ごと、医療機関ごとに計算。同じ医療機関に受診しても、入院と外来、医科と歯科は別々に計算されます。入院時の食事代、差額ベッド代等の保険適用外の負担額は除くなど条件があります。

こんな制度もあります

## 国保加入者は医療費窓口負担の減免制度があります

国民健康保険法第44条にもとづき、収入が以下の場合になったとき医療費の減免または免除、さらには徴収猶予を受けることができます。

### 【減免・免除】

収入が生活保護の基準生活費の

- 1. 1倍以下の世帯・・・全額免除
- 1. 1～1.15倍の世帯・・・7割減額
- 1. 1.5～1.2倍間での世帯・・・4割減額

### 【徴収猶予】

災害や、事業の休廃止・失業等により収入が著しく減少（生活保護基準の1.3倍以下）となったとき



国民健康保険料が払えません…

こんな時は

## 国保料の減免制度があります

災害・失業・倒産など特別な事情により、国民健康保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料を減免することができます（詳しくはおもて面をご覧ください）。

また、世帯の国民健康保険加入者が3名以上で、かつ世帯の基準総所得額が100万円以下の世帯は、保険料の1割相当額が減免となります。

他都市ではこんな減免制度もあります。熊本市でもぜひ実現を!

### ■ 霧島市では子育て世代への国保料減免 ■

各世帯の国保料は、【所得に応じた保険料】+【均等割り（1人あたり保険料）×加入人数】+【平等割（1世帯当たりの保険料）】の合計の金額となります。ですので、赤ちゃんが生まれれば、均等割り（1人あたりの保険料）が加算されるため、収入は増えていないのに国保料が引きあがる仕組みです。こうした仕組みにより、収入のない子どもを持つ子育て世代ほど重い負担となっています。鹿児島県霧島市では、12歳から18歳までの子どもにかかる均等割り（1人あたりの保険料）を半分に減免するなど子育て世代への減免制度が実現しています。

### ■ 愛知県一宮市では高齢者・障害者の国保料減免 ■

愛知県一宮市では、18歳未満、70歳以上、介護認定4以上、身体障害者手帳（4級以上）の交付を受けているなどに該当すれば均等割り（1人あたりの保険料）が3割減免される制度があり、市民からも喜ばれています。